

オーストラリアの利下げについて

<0.25%利下げ、政策金利2.75%>

5月7日、オーストラリア準備銀行(RBA)は、政策金利を0.25%引き下げ、リーマンショック時を含め1990年以降の最低水準だった3%を割り込む、2.75%としました。発表された声明文では、世界の経済成長は、来年は回復するが今年はトレンドをやや下回ると予想されること、2012年の豪経済成長は概ねトレンドに近いものだったが年後半はやや減速し、その傾向が2013年も続いていると見られること、豪ドル高が続き輸出を妨げていることなどが指摘されています。

一方で、インフレ水準は中銀の目標に一致、または予想をやや下回っているため利下げの余地があると述べ、持続的な経済成長を促進するために、この余地の一部を使って利下げすることが適切であるとの判断を示しました。

<豪ドルは100円を上回って推移>

豪ドルは、対米ドルでは1米ドル=1.03豪ドルを挟んだレンジ内での動きとなっています。対円では、4月の日銀の「異次元の緩和」を受けて円安が進んだことから1豪ドル=100円を上回って推移しています。

利下げ発表後は対米ドル、対円ともやや下落し、5月7日東京市場16時現在は、1豪ドル=1.02米ドル、1豪ドル=100.86円程度となっています。

<政策金利見通し>

今回の利下げは、インフレがやや予想を下回っていることから、世界景気や国内の経済成長とのバランスにおいて利下げの余地を活用するとしており、大きな懸念材料が現れたためではないと見られます。

ただし、欧州をはじめ世界経済の見通しや、国内経済にも未だ不透明感があるため、RBAはやや緩和的な姿勢を維持すると思われます。そのため豪ドルの上値はやや重いと見られますが、中長期的には、相対的な利回りの高さや最上位格付けを維持する同国の安定性等が豪ドルを下支えすると考えます。

<豪政策金利の推移>

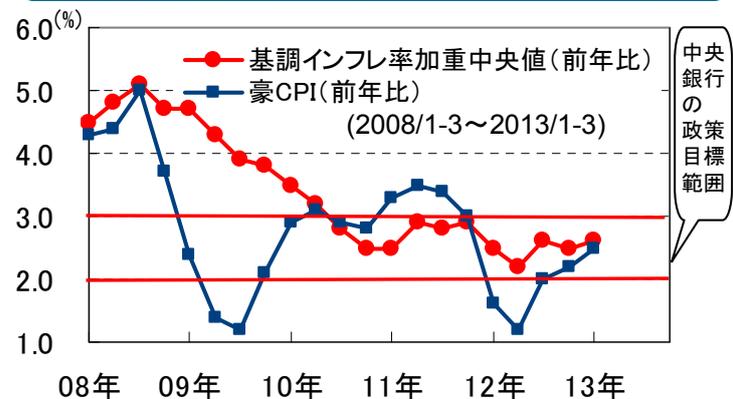


*政策金利は発表日ベース

<豪ドル為替の推移>



<インフレ指標の推移>



出所: Bloomberg

■当資料は情報提供を目的として大和住銀投信投資顧問が作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。■当資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■当資料に記載されている今後の見通し・コメントは、作成日現在のものであり、事前の予告なしに将来変更される場合があります。■当資料内の運用実績等に関するグラフ、数値等は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。■当資料内のいかなる内容も、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。



商号等
加入協会

大和住銀投信投資顧問

Daiwa SB Investments

大和住銀投信投資顧問株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第353号
一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由で国内委託取引を行う場合、約定代金に対して最大1.20750%（但し、最低2,625円）の委託手数料（税込）が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては、現地諸費用等を別途いただくことがあります。
- 株式等の売買等にあたっては、価格等の変動による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては価格変動のほかに為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行うにあたっては、売買代金の30%以上で、かつ30万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 債券を当社との相対取引により売買する場合は、その対価（購入対価・売却対価）のみを受払いいただきます。円貨建て債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失を生じるおそれがあります。外貨建て債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。また、債券の発行者または元利金の支払いを保証する者の財務状況等の変化、およびそれらに関する外部評価の変化等により、損失を生じるおそれがあります。
- 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書、等をよくお読みください。
- 外国株式、外国債券の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行われていないものもあります。

商号等：大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会